

防犯灯等LED化業務
公募型プロポーザル実施公告

防犯灯等LED化業務について、事業者から広く提案を受け、当該提案の内容、見積金額等を総合的に考慮し、最良の事業者と委託契約を行うため、次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和8年4月1日

鳩山町長 小川 知也

1 業務概要

- (1) 委託業務名 防犯灯等LED化業務
- (2) 業務箇所 鳩山町全域
- (3) 業務内容 町内において管理している防犯灯約1,800基（概算）のうち、LED化されていない防犯灯約1,400基（概算）の設計施工及び防犯灯における10年間の維持管理業務、省エネ効果の検証業務、現地調査、台帳作成
- (4) 仕様書等 別添仕様書のとおり
- (5) 委託期間 契約締結日から令和19年3月31日まで
ESCOサービス期間 10年（令和9年4月1日から令和19年3月31日）
ただし、防犯灯等LED化業務中、『LED化更新』については、令和9年3月31日（水）まで
- (6) 委託上限額 200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（うち、債務負担行為により、令和8年度から令和18年度まで、LED防犯灯等維持管理業務を限度額20,000千円で設定）

2 提案資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の提案資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に、本業務と同種、同規模（LED化更新数約1,000基）以上

の業務を行った実績があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

3 参加表明書（様式第1号）の提出等

- (1) 提出期限 令和8年4月22日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）
- (3) 提出先 鳩山町 地域創生環境課
- (4) 結果通知 参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

なお、参加表明書を提出した者のうち、提案書の提出者として認められない旨の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

4 説明会 開催しない

5 質問書の提出等

公告、仕様書等の内容について疑義のある場合は、別添の質問書を提出する。

質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に通知する。

- (1) 提出期限 令和8年4月15日（水）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書を電子メールにて提出する。
- (3) 提出先 鳩山町 地域創生環境課
- (4) 回答方法 令和8年4月21日（火）までに電子メールで回答する。

6 提案書（様式第4号）の提出等

- (1) 提出期限 令和8年4月30日（木）正午まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。

※郵送で提出した場合は、必ず担当者に連絡すること。

(3) 提出先 鳩山町 地域創生環境課

7 提案の審査基準・方法

(1) 防犯灯等LED化業務委託実施要領のとおり

(2) プレゼンテーションの実施日及び場所

令和8年5月13日（水）午後2時00分から

鳩山町役場（鳩山町大字大豆戸 184-16）305 会議室・306 会議室

8 選定結果の通知

受託候補者の選定の結果について、プロポーザル方式審査結果通知書（様式第6号）により通知する。

なお、非選定の通知を受けた者は、当該通知をした日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により非選定理由についての説明を求めることができる。

9 契約の締結

審査により選定された受託候補者は担当課と交渉を行い、随意契約の形式により契約を締結する。

なお、本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する法律（昭和39年条例第150号）の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、業務委託請負仮契約を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

10 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提案書に虚偽の記載がある場合

(2) 提案書の提出方法、提出先及び期限に適合していない場合

(3) プレゼンテーション会場以外の場所で、委員に個別に連絡・相談等を行っていた場合

(4) プレゼンテーション、ヒアリングの日時に遅刻・欠席をした場合

(5) その他、審査委員会が不相当と認める場合

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (4) 提出後の書類の変更又は修正は原則認めない。ただし、補正可能な軽微な誤り及び担当課の指示に基づく変更または修正についてはこの限りでない。
- (5) 本プロポーザル参加者が1者の場合でも実施することとする。

12 結果の公表

契約締結後、業務名、業務概要等の契約情報について、鳩山町ホームページ等に掲載して行うものとする。

13 問い合わせ先

鳩山町 地域創生環境課 環境保全・生活安全担当

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

電話番号：049-296-5894

E-mail：h230@town.hatoyama.lg.jp